保有個人情報開示決定等審査答申書

令和7年10月6日

大和市長　古谷田　力　殿

大和市個人情報保護審査会

会　長　　橋 田　　健 次 郎

令和6年9月24日付けで諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり答申します。

事件番号	２８
審 査 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	審査請求人に関する特定日付発行の住民票の写しにかかる「住民票の写し等請求書」及び委任状中の特定個人に関する情報
審　査　の　結　果	実施機関が、審査請求人からの保有個人情報開示請求に対して、一部不開示とした決定のうち、開示請求者以外の個人に係る氏名のふりがな、男女の別及び生年月日について不開示とした決定は妥当であるが、同人の住所及び氏名（ふりがなを除く。）の部分は開示すべきである。

第1　審査請求の経過

1　令和6年7月24日、審査請求人は、審査請求人本人に関する特定日付発行の住民票の写しに係る住民票の写し等請求書を対象文書とし、大和市長（以下「実施機関」という。）に対し、保有個人情報開示請求（以下「原請求」という。）をした。

2　同年8月7日、原請求につき、実施機関は次の2つの文書（以下、当該2つの文書を総称して「本件対象文書」という。）をその対象文書と特定し、その一部開示決定処分【大和市指令第1263号】（以下「原処分」という。）をした。

(1)　住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書等交付請求書（以下「本件対象文書①」という。）

(2)　「住民票取得の件」を委任事項とする委任状（以下「本件対象文書②」という。）

3　同年9月11日、原処分に対し審査請求人から審査請求がなされた。

第2　原請求にかかる保有個人情報の内容

請求者に関する住民票の写しにかかる住民票の写し等請求書

第3　原処分が不開示とした部分及びその理由

1　本件不開示部分

本件対象文書①については、「請求者の住所、氏名（ふりがなを含む。）、男女の別及び生年月日」の部分（以下「文書①不開示部分」という。）、本件対象文書②については、「代理人（受任者）の住所及び氏名」の部分（以下「文書②不開示部分」といい、以上2件の不開示部分を総称して「本件不開示部分」という。）

2　開示することができない理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報にあたるため。

第4　審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求める。

第5　当事者の主張

1　審査請求人の主張

(1) イ　本件対象文書②は、審査請求人が代理人に住民票の写し等の請求に関する代理権付与のために作成した書面であり、審査請求人が記載したものであるから、文書②不開示部分は審査請求人には既に明らかになっている。また、本件対象文書②を受けて本件対象文書①が作成されているので、その不開示部分も同様に審査請求人には既に明らかになっている。そのため、本件不開示部分は法第78条第1項第2号イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当し、同条で秘匿すべき不開示情報とはならない。

ロ　法第78条第1項第2号イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、類型的に開示請求者に把握されることがあらかじめ想定されており、開示対象者の権利利益が害されるおそれが低いとされるものであるから、同号イ該当

性の判断は個別具体的な事情には左右されない。

本件対象文書②については、その文書の性質上、委任者たる審査請求人は代理人（受任者）の氏名及び住所を当然把握しているのであるから、文書②不開示部分が開示されても、類型的に代理人（受任者）の権利利益が害されるおそれはないので、仮に本件対象文書②を審査請求人が現実に作成していなかったとしても、文書②不開示部分は法第78条第1項第2号イに該当する。

ハ　なお、審査請求人が現実に本件対象文書②を作成していないとする実施機関の主張を前提とすると、住民票の写しは、審査請求人の氏名を冒用した者に発行し、交付されたことになる。個人情報の適正な取扱いを理念とする法の趣旨に照らせば、個人情報の主体には適正な保護が図られるべきであり、氏名を冒用した者の個人情報は本来保護に値せず、本件不開示部分は開示されるべきである。

(2) 審査請求人は投資用不動産（以下「本件不動産」という。）に関し、不動産業者の訪問を受け、宅地建物取引業法等の法令に照らして問題のある勧誘により、売買契約を締結させられたことから、本件不動産の購入代金の返還を求めている。

本件不動産には審査請求人を所有者とする所有権移転登記がされているところ、当該登記申請の際の添付書類として、審査請求人の住民票の写しが提出されている。しかし、審査請求人には第三者に当該住民票の写しの取得を委任した記憶がないなどの事情がある。そこで、審査請求人として、当該住民票の写しの発行の経緯を明らかにし、失った金銭を取り戻す必要がある。

よって、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号ロに規定する「財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。

2　実施機関の主張

本件において、審査請求人は、そもそも自らの住民票の写し等の請求が自分以外の第三者によってなされたことを確認するために原請求に至ったものである。審査請求人は、本件不開示部分に記載された交付請求者及び代理人を認識しているものとはいえず、さらに、本件対象文書②についても自ら作成していないことを自認している。こうした事情の下では、本件不開示部分の第三者の個人情報を審査請求人が知ることができるものとはいえず、法第78条第1項第2号イに該当しない。

第6　当審査会の判断

1　本件に係る実施機関の事務と本件個人情報について

(1) 本件に係る実施機関の事務について

大和市が備える住民基本台帳に記録されている者は、大和市長に対し、自己に係る住民票の写しの交付を請求することができる。大和市長（実施機関）は、当該請求があると、現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときは、当該請求の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせた上で関係法令に従い、同写しを請求の任に当たっている者に交付する。

その場合に現に請求の任に当たっている者が請求をする者の法定代理人以外の者であるときは、委任状を提出する方法によって、請求をする者の依頼により当該請求の任に当たる者であることを明らかにさせている。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が上記事務を行うにあたって請求の任に当たる者から提出を受け、これを取得したものである。

2 法第78条第1項第2号イの該当性について

(1) 法第78条第1項2号本文は、保有個人情報のうち、開示請求者以外の第三者の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものは開示しないことができるとされており、本件不開示部分は、すべて当該情報に該当するものと認められる。

そして、その例外として同条同項2号イは、そのうちの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示を認める定めをしている。

ここで、「慣行として知ることができる情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができるもので足り、開示請求者が当該第三者との間で一般的かつ外形的に当該情報を知り又は知り得る関係にあって、開示により当該第三者に不利益が及ぶことがないなどの諸般の事情に照らして、当該情報が、開示請求者が「慣行として知ることができる(又は知ることが予定されている)もの」と評価できるかによって判断すべきものと解される。

(2) 以上のとおりであるから、委任状における委任者と委任を受けた者(受任者)の情報の記載は、委任状という文書の形式からして両者は通常相互にこれを知るか、知り得る関係にあるということができ、したがって、本件は上記条項2号イに該当するとみる余地がある。

本件対象文書は、委任者が審査請求人、受任者が当該第三者とする委任状(本件対象文書②)とその委任を基にして作成された住民票の写しの交付請求書(同①)であり、本件不開示部分は当該委任行為の受任者にかかる情報である。

そして、審査請求人の主張や提出された資料によれば、本件の住民票の写しの交付請求手続は、審査請求人による(その真意によるものであるかは別として)一定の関与の下、当該受任者である第三者が審査請求人を代理するという形式をとって行われたものと認めることができる。

また、上記の経緯を前提とすれば、当該第三者個人も、審査請求人から委任を受け請求の任に当たる者と称して自ら交付請求を行っているのであるから、その委任者である審査請求人に対し、受任者という立場の範囲で自己の情報が知られることについて、当該第三者において少なくともその正当な利益が損なわれるといった事情は見当たらない。

以上の事実を総合すると、本件不開示部分は、後記に述べる部分を除き、審査請求

人において慣行として知ることができるか又は知ることが予定されている第三者の個人情報と評価できると解することに支障はなく、同情報は上記条項第2号イに該当する。

(3) なお、一般に上記条項第2号イを適用する場合は、原則として、開示請求者が現実に第三者の情報を知らないはずがないことが前提となるところ、審査請求人の主張の全趣旨に照らすと、本件で審査請求人は、当該第三者を認識しておらず、受任者が特定される個人情報を知らないとの事実関係が認められる。

しかし、本件は、上記(2)に示した両者の関係から当該第三者の情報は審査請求人にとって慣行として知ることができる情報とみることができるのであって、上記事実は、この判断を妨げるものではない。

3 法第78条第1項第2号ロの該当性について

(1) 上記2(1)で述べた通り、法第78条第1項2号により、開示請求者以外の第三者の個人に関する情報は開示しないことができるとされるところ、例外として同号ロでは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示を認める定めをしている。

(2) 審査請求人は、次のとおり述べて、本件不開示部分は前記条項第2号ロにも該当する旨主張するので、念のためこの点について検討する。

すなわち、審査請求人は、おおむね、不動産業者の勧誘により不動産売買契約を締結させられて購入代金を支払い、その後審査請求人は同契約を解除し、又はその勧誘が法令に照らして問題があるので、それを理由にこれを取り消し、また売買契約に伴う所有権移転登記手続に必要とする住民票の取得について審査請求人にその記憶がなく、よって不動産業者に対して購入代金の返還を求めているなどの事実経過を説明し、一部その事実を裏付ける資料を提出している。

そのうえで審査請求人は、自己の財産である購入代金の返還請求権(債権)を実現するため、本件不開示部分の情報は住民票の写しの発行の経緯を明らかにするうえで必要であるとする。

(3) しかし、審査請求人は、本件開示請求により、既に本件対象文書のうち本件不開示部分以外の部分の開示を受けているところ、審査請求人の主張及び提出資料に照らすと、審査請求人が上記権利を実施するために当該部分を超えて、委任行為の受任者とされる者を特定する情報の開示を受けることによって、住民票の写しの取得の経緯を明らかにする必要があるとまで認めることは困難である。そして、他にこれを覆す事情も見当たらない。

よって、本件不開示部分は人の財産を保護するために開示することが必要であるとはいえず、前記条項第2号ロに該当するとはいえない。

4 開示すべき情報について(結論)

以上の結果、本件不開示部分のうち、当該第三者の氏名(ふりがなを除く。)及び住所を記載した部分は、通常、審査請求人が委任者として知るべき受任者の情報にあたる

から、前記条項第2号イに該当する。よって、原処分のうち、これを不開示とした部分は妥当ではなく、開示すべきである。

その余の不開示部分である男女の別、氏名のふりがな及び生年月日（本件対象文書①に記載されているもの）は、住民票の写しの交付事務部門（実施機関）の事務処理の必要から記載されるものであり、委任手続とは関係がないから、慣行として知るべき情報とはいえない。よって、同部分を不開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求書によると、不開示部分の男女の別、氏名のふりがな及び生年月日について必ずしもこれを審査請求の対象とするものか明確ではないが、審査請求人がこれを除外するとの主張はないので、これらの部分についても審査の対象とし、上記のとおり判断する。

第7　審査の経過

令和6年　9月24日　諮問
令和6年10月　4日　第1回審議
令和7年　1月　6日　第2回審議
令和7年　7月　1日　第3回審議
令和7年10月　1日　第4回審議（結審）

大和市個人情報保護審査会
会長　橋田　健次郎
委員　関根　孝子
委員　飯田　森